

永平寺町規則第13号

永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月22日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則

永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例施行規則(令和2年永平寺町規則第22号)の一部を次のように改正する。

第5条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) バス通学対象地区の児童が通学に利用する場合

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。